

入札条件書

- 1 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約とします。
- 2 入札者にあつては、当該物品の1ヶ月あたりの賃貸借料に相当する金額（消費税相当額を除く）を入札書に記載してください。
- 3 契約の基本的事項については、仕様書等で別に定める場合を除き、添付する契約書（案）によるものとします。

物品の賃貸借に係る長期継続契約書（案）

阿賀町（以下「借受人」という。）と、_____（以下「貸渡人」という。）は、上川B＆G海洋センターLED照明器具（以下「物品」という。）の貸借に関し、下記条項により契約を締結する。

記

(総則)

第1条 貸渡人は、貸渡人が所有する物品を借受人に有償で貸し渡すものとする。

(契約物件)

第2条 前条で定める物品は、別紙仕様書のとおりとする。

(契約期間等)

第3条 本契約の期間は、契約締結日から令和13年3月31日までとする。ただし、物品の貸借期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）。

2 貸渡人は、物品を令和8年3月27日までに、借受人が指定する場所へ納入するものとする。

(貸借料金等)

第4条 物品の貸借料金は、月額 _____ 円（うち消費税及び地方消費税の額 _____ 円）とする。

2 貸渡人は、前項に定める貸借料金を物品使用月の翌月の10日までに借受人に請求するものとし、借受人は、貸渡人から適法な請求書を受理した日から30日以内に、貸借料金を貸渡人に支払うものとする。

(物品の検収)

第5条 借受人は、貸渡人が物品を納入したときは、直ちに物品を検収し、瑕疵がないことを確認するものとし、物品に瑕疵や不具合を発見した場合は、貸渡人の責任において速やかに物品を修理するか、代替の物品を提供するものとする。

(物品の保守管理)

第6条 借受人は、善良なる管理者の注意をもって物品を保管し、物品の本来の用法、能力に従って使用するものとする。

2 借受人は、常に正常な状態にて物品を維持管理し、その管理費については特約のない限り借受人が負担するものとする。

(物件の損害補償)

第7条 借受人は、借受人の使用法、取り扱いの不備により物品を損傷させた場合は、修理費及び修理期間に対応した賃貸借料金を保証金として貸渡人に支払うものとする。

2 物品が借受人の過失により、盗難又は滅失した場合は、借受人は、当該物品の同等品を貸渡人に返却するか、その物品の時価相当額を貸渡人に支払うものとする。

(契約の解除)

第8条 借受人及び貸渡人は、相手方の責めに帰すべき事由により、本契約を履行しなかった時又は天災地変その他の借受人及び貸渡人の責めに帰することができない事由が発生したときは、本契約を解除することができるものとする。

2 借受人は、契約期間中に借受人の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合又はその他やむを得ない事由があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、借受人は、貸渡人に対して残貸借期間の貸借料相当額を上限とする損害賠償額を支払うものとする。

(禁止事項)

第9条 借受人は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 物品に装置、部品、付属品等を付備又は取り外すこと。
- (2) 貸渡人が認めた場合を除き、使用場所を変更すること。
- (3) 本契約に基づく権利を他に移転すること。
- (4) 本物件に関し、質権、抵当権その他一切の権利を設定すること。

(物件の返還)

第10条 借受人は、契約満了時又は契約期間中であっても第8条に規定する事項等により、この契約が解除となった場合に、貸渡人から物品の返還要求があったときは、直ちに貸渡人の指定する場所に物品を返還するものとする。

2 物品の返還は、原則として借受人及び貸渡人両者の立会で行うものとし、借受人が立ち会わないときは、借受人は、貸渡人の検収結果について異議を申し立てることができないものとする。

(遵守事項)

第11条 借受人及び貸渡人は、信義を重んじ、この契約を誠実に履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた場合は、借受人及び貸渡人がこれを協議し決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、借受人及び貸渡人双方が記名押印して、各1通を保有する。

令和 年 月 日

借受人 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地
阿賀町
阿賀町長 神田 一秋

貸渡人